

集团的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の
改正等を行わないことを求める意見書

2014年7月1日、安倍首相は、日本が集团的自衛権の行使を可能にする
ことを柱とする日本国憲法9条の解釈変更を閣議決定により強行した。

政府は、集团的自衛権を行使するための関連法案を国会に提出したが、戦後
70年、日本が戦争によって「殺し、殺される」ことがなかったのは、「憲法
9条」を守ってきたからである。

「集团的自衛権」を行使できるようにするのは「日本を守るため」と言うも
の、これまでの国際社会の中で「集团的自衛権」は、アメリカや旧ソ連によ
るベトナムやアフガニスタンなど、大国が他国を侵略するための口実に使われ
てきた歴史がある。

政権が進める集团的自衛権の行使容認は、これまで「非戦闘地域」に限って
きた自衛隊の海外での活動を、政府の判断で「いつでも、どこでも」自衛隊が
海外に出ていき、戦場で「殺し、殺される」可能性が格段に高まることになる。

世界は今、戦争によらない非軍事の安全保障の流れが強まっている。こうし
た信頼と対話による紛争解決の方向を大きくし、広げることこそ、憲法9条を
持つ日本の果たすべき役割である。

戦後70年、被爆70年の今年、改めて平和を願い、戦争という最も残酷な
行為をやめさせることが日本政府、そして日本国民に課せられた使命である。

憲法の尊重擁護義務を課せられた内閣は、憲法を遵守し、憲法に従って行政
を執行する責任を有するものであり、行政権の行使としての解釈改憲や立法改
憲は立憲主義そのものを否定するものである。また、さまざまな世論調査に示
されているように、多くの国民は集团的自衛権行使容認に反対している。

よって、国におかれては、下記の事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

1 集团的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し、関連法律の改正等を行
わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月30日

岩 国 市 議 会